（前のページより続き）

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**厚生労働**二五六）　二三

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する告示（**同**二五七）　二三五

○建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（**厚生労働・国土交通・環境**二）　二三五

○農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示（**農林水産**八六五）　二三七

○農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件の一部を改正する件（**同**八六六）　二三七

○農産物規格規程の一部を改正する件（**同**八六七）　二三八

○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件の一部を改正する件（**同**八六八）　二三九

○環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件（**農林水産・国土交通・環境**一）　二四〇

○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則第十五条第五項の資産評定に関する基準（**経済産業**七九）　二四〇

○環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示（**環境**三二）　二四三

〔その他告示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**総務**二四二）　二三三

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二四三）　二三四

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二四四）　二三五

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**二四五）　二三七

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**同**二四六）　二四二

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**二四七）　二四二

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（**厚生労働**二五八）　二五五

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（**経済産業**八〇）　二五六

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**国土交通**七九九）　二六六

○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**八〇〇）　二六六

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年四月分）、（令和八年度令和八年四月分）（財務省）　二六八

府　令

○内閣府令第五十八号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年六月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。

様式第六（第21条関係）

（第１葉）

不当景品類及び不当表示防止法第25条第１項の規定による立入検査をする職員の身分証明書

第　　号
年　月　日発行

所属
官職
氏名
年　月　日生

写真

押出スタンプ

発行者名㊞